# 看護小規模多機能 みなみ

## 保険給付サービス利用料金

■地域区分:7級地・・・1単位あたり 10.17円

介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
同一建物外単位数	12,438	17,403	24,464	27,747	31,386
予測される加算単位数	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
小計	14,338	19,303	26,364	29,647	33,286
介護職員処遇改善加算(10.2%)	1,462	1,968	2,689	3,023	3,395
介護職員特定処遇改善加算(1.2%)	172	231	316	355	399
介護報酬額	15,972	21,502	29,369	33,025	37,080
地域区分7級地加算(10.17円)	162,435	218,675	298,683	335,864	377,104
自己負担額1割の方(円)	16,244	21,868	29,868	33,586	37,710
自己負担額2割の方(円)	32,487	43,735	59,737	67,173	75,421
自己負担額3割の方(円)	48,731	65,603	89,605	100,759	113,131

介護度		介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
同一建物単位数		11,206	15,680	22,042	25,000	28,278
予測される加算単位数 おおよ	そ	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
小計		13,106	17,580	23,942	26,900	30,178
介護職員処遇改善加算(10.2%)		1,336	1,793	2,442	2,743	3,078
介護職員特定処遇改善加算(1.29	%)	157	210	287	322	362
介護報酬額		14,599	19,583	26,671	29,965	33,618
地域区分7級地加算(10.17円)		148,472	199,159	271,244	304,744	341,895
自己負担額1割の方(円)		14,847	19,916	27,124	30,474	34,190
自己負担額2割の方(円)		29,694	39,832	54,249	60,949	68,379
自己負担額3割の方(円)	-	44,542	59,748	81,373	91,423	102,569

<sup>※</sup> 通い、訪問、宿泊(介護保険費用分)すべてを含んだ1カ月の包括単位数です。

### ※介護保険加算対象サービスの内容

### ※1 30日以上の入院後、再度の利用時も加算有

種類	単位数	備考
総合マネジメント体制強化加算	1,000単位/月	該当しますので加算します。
介護職員処遇改善加算	右記参照	1ケ月の介護報酬単位数の10.2%
特定介護職員処遇改善加算	右記参照	1ケ月の介護報酬単位数の1.2%
初期加算 ※1 30単位/日	900単位/月	登録した日から起算して30日以内
緊急時訪問看護加算	574単位/月	説明し、同意を受けて加算します。
サービス提供体制強化加算 I	750単位/月	該当時に加算します。
認知症加算(I)	800単位/月	該当者のみ加算します。
認知症加算(Ⅱ)	500単位/月	該当者のみ加算します。
若年性認知症利用者受入加算	800単位/月	該当者のみに加算します。
ターミナルケア加算	2,000単位/月	本人と話合の上、該当時加算します。
看護体制強化加算(Ⅱ)	2,500単位/月	条件が整った場合に加算します。
特別管理体制加算(I)	500単位/月	該当者のみに加算します。
特別管理体制加算(Ⅱ)	250単位/月	該当者のみに加算します。

※介護保険対象外サービス ・以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

- 以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。				
交通費	通常の送迎以外の交通費の額、1km毎110円、介護者付きは、 30分600円、受診介助の依頼の場合も30分600円、10分増す 毎に200円。			
食事(1食当たり)	朝食440円 昼食660円 夕食550円 おやつ110円			
宿泊費	1,650円(光熱水費・寝具代含む)			
洗濯代	1回につき100円(事業所施設内のみ) 自宅(無料)			
おむつ・パット代	各種実費相当額			
クラブ活動等の材料費	材料費等の実費相当額(利用者の希望によって購入し、提供 する物に限る)			
サービス利用中止に係る キャンセル料	①利用日前日までのキャンセルの場合は無料。 ②利用日当日のキャンセルの場合は、上記食費相当額			
その他日常生活品費	指定看護小規模多機能型居宅介護において提供される便宜 のうち、日常生活においても通常必要とされるものにかかる 費用であり、利用者が負担することが適当と認められる費用 は、実費を徴収します。			